

# 市営バスの車いす対応について

## 1 車いす対応検討の背景

### (1) バリアフリー適用除外車両の使用

市営バスの車両については、

- ① 狭あいな生活道路や急こう配な坂道、鋭角な曲がり角を走行可能であること
- ② 乗客の安全性を確保するため全員着座であること
- ③ 輸送力を確保する必要があること

⇒これらの条件を満たすため、移動円滑化（バリアフリー化）基準適用除外認定を受け三菱ローザを導入している。※車いすに座ったままバスに乗車ができない。

### (2) 地域公共交通会議での意見

- ・ 「狭あいな部分、坂道や鋭角な曲がり角など路線上に多くあり、バリアフリー化基準の適用除外認定を受けた車両の導入はやむを得ないが、車いす利用者に対する救済措置を同時に提案していくことが重要。」
- ・ 「車いす利用者、障がい者、高齢者の交通弱者が置き去りにされることのないよう車いす対応について協議を止めず検討を進めてほしい。」

### (3) 令和2年度施政方針

「車いす利用者にも市営バスを安心・安全に御利用いただくため、現行の車両とは別に、車両を導入いたします。」

## 2 関係者等協議の状況

### (1) 愛知運輸支局との協議

- ・ 10人以下の車両導入、移動円滑化基準適用除外等の地域公共交通会議で協議すべき事項及び運行内容等に関して、愛知運輸支局と調整中

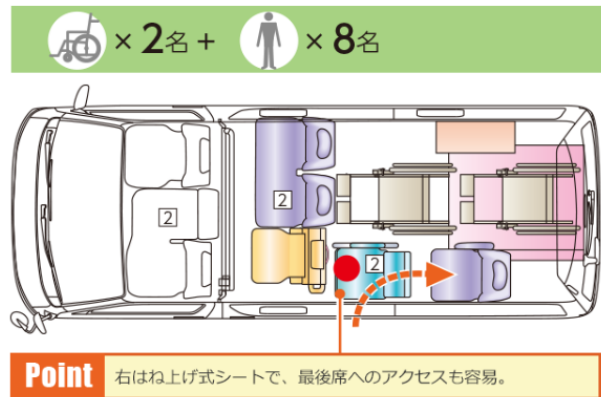
### (2) 車いす利用者、障がい者からの聴き取り（H29.2 及び R1.12）

- ・ 健常者と同じ車両である必要はない。
- ・ 障がい者に対する過剰な配慮がないほうが使いやすい。
- ・ 停留所で待つのであれば予約がよい。
- ・ 安全上利用できない停留所があるとしてもやむを得ない。
- ・ 予約受付期間をどうするかが重要になる。（いつから、いつまで）

### 3 車いす対応案

#### (1) 車両（車いす仕様）

##### ロング・標準ボディ



#### (2) 実施方法案

| 項目   | 内容                            |
|------|-------------------------------|
| 対象者  | 車いす利用者（移動制約のある方（手帳の有無は問わない））  |
| 運行方法 | 事前予約方式、当初は試験運行を想定             |
| ルート  | 停留所から行き先停留所まで続行便としてルート上を走行    |
| 乗降位置 | （現地状況を踏まえ）現行停留所の前後で安全に乗降できる場所 |
| 運賃   | 市営バスと同様の料金体系                  |

### 4 今後のスケジュール

- R2. 8. 18 地域公共交通会議（第1回）の開催
- R2. 11～12 地域公共交通会議（第2回）の開催
- R2. 12 事業計画変更等届出（豊栄⇒支局）
- R3. 2 運用開始